

下田市告示第 96 号

下田市建設発生土活用検討会設置要綱を次のように定める。

平成 30 年 7 月 19 日

下田市長 福井 祐輔

下田市建設発生土活用検討会設置要綱

(設置)

第 1 条 伊豆縦貫自動車道事業の実施に伴う建設発生土(以下「建設発生土」という。)について、本市の地域振興に資する有効活用等(以下「有効活用等」という。)を検討するため、下田市建設発生土活用検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 建設発生土活用計画の策定に関すること。
- (2) 建設発生土の活用に合わせて連携施策等の提言に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、検討会の設置の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第 3 条 検討会は、委員 15 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 地域のまちづくり活動を行っている者
- (3) 市の職員
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 5 条 検討会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 5 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見

又は説明を聴くことができる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、建設課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。